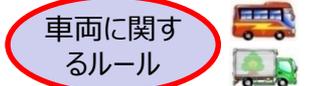


本検討会の検討対象について

令和4年度 第2回 自動運転車を用いた自動車運送事業における
輸送の安全確保等に関する検討会

- 自動運転の実現に向け、各分野における制度整備やあり方についての検討が進められている。
- 本検討会では、自動車運送事業における輸送の安全確保等に関するルールの見直し(自動運転車を用いた旅客/貨物自動車運送事業において輸送の安全確保等のために運送事業者が具体的に講ずべき事項の設定等)について検討を行う。

■ 本検討会の検討対象

	 運送事業に関するルール	 交通に関するルール	 車両に関するルール	 民事責任に関するルール
法律名	道路運送法 貨物自動車運送事業法	道路交通法	道路運送車両法	自動車損害賠償保障法
これまでの対応	輸送の安全確保等関係 限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドラインの策定 【2019年6月公表】	その他関係 無人自動運転移動サービスを導入する自家用有償旅客運送の登録に関する処理の細部取扱いについて 【2020年11月事務連絡】 無人自動運転移動サービスの実用化に向けた「完全キャッシュレス」の取扱いについて 【2021年4月通達】	自動運行装置を使用する運転者の義務や作動状態記録装置による記録に関する規定の整備等 【改正道路交通法施行(2020年4月)】 特定自動運行(レベル4相当)に係る許可制度の創設※ 【改正道路交通法公布(2022年4月)、公布後1年以内施行】	保安基準対象装置への自動運行装置の追加(レベル4まで対応) 【改正道路運送車両法施行(2020年4月)】
	自動運転車を用いた旅客/貨物自動車運送事業において輸送の安全確保等のために事業者が講ずべき事項の設定等	自動運転車を用いた旅客/貨物自動車運送事業において事業者が実施すべき手続きの設定等	特定自動運行(レベル4相当)に係る許可制度の施行 【公布後1年以内】	レベル4の自動運転車の保安基準の整備
今後				

- 「運転者が遠隔から操作し車内に不在となる自動運転車」及び「運転者が車内にも遠隔にも存在しない自動運転車」を用いた自動車運送事業において、輸送の安全等を確保するため、道路運送法及び貨物自動車運送事業法における「運転操作業務」及び「運転操作以外の業務」を誰がどのように行うかについて検討を行う。

		運転操作		運転操作以外	
		交通ルール	運転者の責務	交通ルール	運転者の責務
人による 運転	遵守規定	例: 信号、最高速度の遵守	例: 踏切通過時に変速装置を操作しない	例: 交通事故時の措置	例: 事故発生時の旅客対応 運行記録の作成
	主体	運転者	運転者	運転者	運転者
自動運転	遵守規定	交通ルール 例: 信号、最高速度の遵守	本検討会の検討対象	交通ルール 例: 交通事故時の措置、 遠隔監視装置の作動 状態の確認	本検討会の検討対象
	主体	道路運送車両法の 保安基準に適合している 自動運行装置		特定自動運行主任者	

点検
日常

- ① 道路運送車両法の規定に基づき、運行開始前に日常点検をし、又はその確認をすること。
- ② ⑨において、交替して乗務する運転者は、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検すること。

報告
点呼

- ③ 乗務前・乗務後に点呼を受け、必要な報告をすること。
- ④ 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を事業者申し出ること。
- ⑤ 疾病、疲労、睡眠不足、天災等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を事業者申し出ること。
- ⑥ 運行表を携行すること。(一般乗合)
- ⑦ 夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者は、乗務の途中で点呼を受け、必要な報告をすること。(一般貸切)
- ⑧ 運行指示書を携行すること。(一般貸切)

運転

- (再掲) ⑤ 疾病、疲労、睡眠不足、天災等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を事業者申し出ること。
- ⑨ 運行時刻前に発車しないこと、発車は車掌の合図によって行うこと等。(一般乗合、一般貸切、特定旅客(乗車定員11人以上))
- ⑩ 旅客の現在する事業用自動車の運行中に重大な故障を発見又はそのおそれがあると認めるときは、直ちに運行を中止すること。
- ⑪ 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。
- ⑫ 発車の直前に安全の確認ができた場合を除き警音器を吹鳴すること。(一般乗合、一般貸切、特定旅客のワンマンバス)
- ⑬ 乗降口の扉を閉じた後でなければ発車しないこと。(一般乗合、一般貸切、特定旅客のワンマンバス)

非常時対応
旅客

- ⑭ 運行中断時や旅客が死傷したときは、事業者とともに、旅客の保護、旅客の運送の継続、死傷した旅客の保護等を他に優先して行うこと。
- ⑮ 旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序等に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講じることにより、運送の安全を確保し、秩序を維持するように努めなければならない。
- ⑯ 坂路において事業用自動車を離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。
- ⑰ 故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。
- ⑱ 乗降口の扉は、停車前に旅客の乗降のために開かないこと。(一般乗合、一般貸切、特定旅客のワンマンバス)

記録
通告

- ⑲ 乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、乗務中の自動車、道路及び運行の状況について通告すること。
- ⑳ 乗務記録を作成すること。

関する事項
運転者に

- ㉑ 持込制限のある物品を旅客の現在する事業用自動車内に持ち込まないこと。
- ㉒ 酒気を帯びて乗務しないこと。
- ㉓ 旅客の現在する事業用自動車内で喫煙しないこと。
- ㉔ 旅客の現在する事業用自動車の走行中に、職務を遂行するために必要な事項以外の事項について話をしないこと。(一般乗合、一般貸切、特定旅客(乗車定員11人以上))
- ㉕ 運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。
- ㉖ 車庫又は営業所へ回送しようとするとき等運送の引受けをすることができない場合には、回送板を掲出すること。(一般乗用)
- ㉗ 地方運輸局長が指定する地域内の営業所に属する運転者は、乗務距離の最高限度を超えて乗務してはならない。(一般乗用)
- ㉘ 乗務中乗務員証を携行し、乗務を終了した場合には当該乗務員証を返還すること。(一般乗用)

※貨物自動車運送事業輸送安全規則第16条及び第17条に基づき作成

運転操作に関する事項(青字)

運転操作以外の業務に関する事項(赤字)

日常点検

- ① 道路運送車両法の規定に基づき、運行開始前に日常点検をし、又はその確認をすること。
- ② ①において、交替して乗務する運転者は、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検すること。

点呼・報告

- ③ 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を事業者申し出ること。
- ④ 疾病、疲労、睡眠不足、天災等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を事業者申し出ること。
- ⑤ 乗務前・途中・乗務後に点呼を受け、必要な報告をすること。
- ⑥ 運行指示書を携行し、変更が生じた場合には運行指示書に変更内容を記載すること。(宿泊を伴う運行等の場合)

貨物の積載

- ⑦ 過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。
- ⑧ 偏荷重が生じないような貨物の積載や、落下防止のためのロープをかける等の措置を講じること。

非常時対応・運転

- (再掲) ⑤ 疾病、疲労、睡眠不足、天災等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を事業者申し出ること。
- ⑨ 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。
- ⑩ 故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やか列車に対し適切な防護措置をとること。

通告・記録

- ⑪ 乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、乗務中の自動車、道路及び運行の状況について通告すること。
- ⑫ 乗務記録を作成すること。(一般貨物)

運転者に関する事項

- ⑬ 酒気を帯びて乗務しないこと。
- (再掲) ⑦ 過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。
- (再掲) ⑧ 偏荷重が生じないような貨物の積載や、落下防止のためのロープをかける等の措置を講じること。